

会 議 録			
案 件	第 4 回市貝町自治基本条例町民検討委員会作業部会		
日 時	平成 28 年 10 月 19 日（水）17:00～19:00	場 所	大会議室
出 席 者	部会員 12 名、事務局 3 名	傍 聴 者	
内 容			
1 開会【進行：事務局】			
2 あいさつ			
<p>（部会長）：皆さんそれぞれ忙しいところ時間をやりくりして集まっていただき感謝する。事務局に前回話し合った前文案を集約してもらい、仮案として作成してもらった。これで決定というわけではないが、とりあえず前に進み、一通り手をつけたのちに再び検証することにしたい。今回の作業部会では条文の構成について話し合う。2つのグループに分かれ、それぞれこれだというものを模造紙にまとめる形としたい。前文は柔らかいものを作成したが、実際の条文は固いもので構成するというのも一つの考え方だが、個人的にはこちら柔らかいものとしていきたい。というのも、a 町ではコンサルタントとともに議論に議論を重ね、しっかりとしたものを作成したが、いざ町民に発表すると「わかりにくい」と言われてしまった。あくまで条例の主役は町民である。町民皆にわかりやすい平易な言葉での項目立てが望ましい。</p>			
3 議題			
<p>・最初に宿題として作成してきた自治基本条例の構成案を委員ならびに事務局がそれぞれ発表した。</p>			
<p>（委員）：私は項目立てを考えるにあたり、b 市、c 市、d 市の自治基本条例を参考にした。d 市は市貝町との接点があるわけではないが、自治基本条例が非常にコンパクトにまとまっていることから構成の参考とした。</p>			
<p>（委員）：私の案はある程度固いものとなってしまったが、条例である以上、改正など条例であるための仕組み部分の整備が必要だ。そこに注意して作成した。</p>			
<p>（委員）：私は子どもにわかりやすい自治基本条例を目指し構成の提案を行った。総則などの難しい言葉を平易化し、連携や協働を重視する。漢字ばかりでは「何をやればいんだらう」という気持ちになってしまう。また、「子ども達の参画」も考えなくてはいけない要素だ。</p>			

(部会長) : 子どもの参画は条例の肝になりそうだ。

(委員) : 私の案も固いものとなってしまった。皆さんの案を見て、「目指すべきものはこれではないのでは」と考えはじめた。

(委員) : 私も皆さんの案と比べると固いものを作ってしまったが、自案はこどもの参画や町民自治を重視した構成にした。

(委員) : 私は5章編成で作成した。どうしても固くなってしまうのが難しいところだが、わかりやすくするため、章題の後の()内に章の簡単な説明を挿入した。この項目立て案を考える上で様々な自治体の自治基本条例を参考にしたが、どれも最初は似たり寄ったりな印象である。私の案でも中盤以降の3、4、5章を重視して作成した。まず3章では協働の理念について書いた。いまや地域の活性化は行政主導では限界が見えており、地域住民が動かなくては成果は望めないからだ。次に4章ではタイトルに「マナー」という単語を入れた。カタカナを入れるのはどうかとも思ったが、他に適切な表現が思いつかず、このようなことについて書いておきたいと考えたので組み込んだ。そして5章では、条例を制定して終わりにならないために、町のありべき姿、目指すものについて述べていく。

(事務局) : 事務局案として作成したものは、固いものではあるが、第1章でこの自治基本条例がどういったものであるか説明し、第2章で町民の権利や責務、第3章で議会、第4章で行政、第5章で住民の参画や協働、子どもの町民にも参加していただくための記述、第6章では広域連携や国内交流について書く。国外交流は意義のある重要なことではあるが、現在の市貝町の状況を鑑みて、まだ書くべき時ではないと判断し書かなかった。第7章にあるようなまちづくりの項目は近隣ではe町だけが設けているものだが、過去作業部会で出たような産業、文化等の話題は他市町村の自治基本条例では意外と少なく、せっかく出た多様な意見を生かすために設けたものである。第8章では将来条例を見直す可能性を考え、条例の見直しという項目を設けた。

(部会長) : 素晴らしい。字面としては確かに固いものかもしれないが、非常に網羅性が高い。これからの話し合いでこの案をベースとしていくのはいかがだろうか。ここに〇〇氏案のように柔らかい表現を共存させていくようなイメージである。f市では柔らかさのある条例文案を提出しても突っぱねられてしまったが、時代は変わった。レイアウトとしては右に事務局案を置き、左側に柔らかくした表現を置くような形ではどうか。

部会長の提案は出席した部会員一同の同意を得た。

(部会長) : それでは構成に関してはこのやり方で作成していくこととする。ところで、「最高規範性」という言葉に関してはどう扱うか。柔らかい言い方にするのは少々難しく思える。ちなみに、g 町の自治基本条例でもこれに関してはもめた。自治基本条例は「条例」という題目ではあるが、他の条例とは別格の扱いをされていることに関して物言いが入った。

○グループワーク

- ・ 2つのグループに分かれ、「町民の定義」「住民投票」「子どもの参画」「最高規範という文言の扱い」について議論した。

グループ A 発表

- ・ 町民の定義から議論を開始した。市貝町に住んでいれば町民なのか、町で働いている人は町民なのか、など。
- ・ 定義に結論が出ないうちに住民投票に話題が及んだ。参加条例を制定し「町で働いている人」や「住所はないが住んでいる人」なども参加できるように定めることはできる。子どもの参画の定義も参加条例に取り入れ、自治基本条例そのものにも子どもの意見発信とその場の設置を盛り込むことで子どもの参画を試みてはどうか。
- ・ 市貝町にも外国人は少なくない人数暮らしている。参加条例に外国人に関して盛り込むことができれば、国際的な意見の受け入れ、取り入れの扱いも参加条例にまとめる。
- ・ 最高規範については、条例のなかでも別枠あつかいの町の指針として扱う。誰もがわかる内容にしないと「私は知らなかった」ということも起こりかねない。

グループ B 発表

- ・ 同じく町民の定義を議論することから始めた。「住んでいる人」「働いている人」「通学している人」そして「事業所を持つ団体」-地に足を付けて活動している団体などは町民として扱う。
- ・ 住民投票に関しては、字面の通り「住んでいる人」に限定する。それ以外を入れてしまうと混乱してしまう。また、こちらの班でも子どもの参加年齢に関して話題が及んだが、結論はでなかった。
- ・ 子どもの参画については「子どもの意見を聞く場を設け、尊重する」ことを重視し、さらに「自発的な意見を引き出す」「地域の一員であることを自覚してもらう」ことも必要ではないか。
- ・ 住民投票に関しては 18 歳以上と決めてしまって、「子どもの参画」の条文で年齢を下げた住民投票もあると設定する。
- ・ 最高規範については、最高という位置付けに異論はないものの、わかりにくい「最高規範」という言葉は使わない。

○次回の課題

- ・条文の内容を一条分以上考えてくる。書き方や文体は固いもの、柔らかいものを問わない。

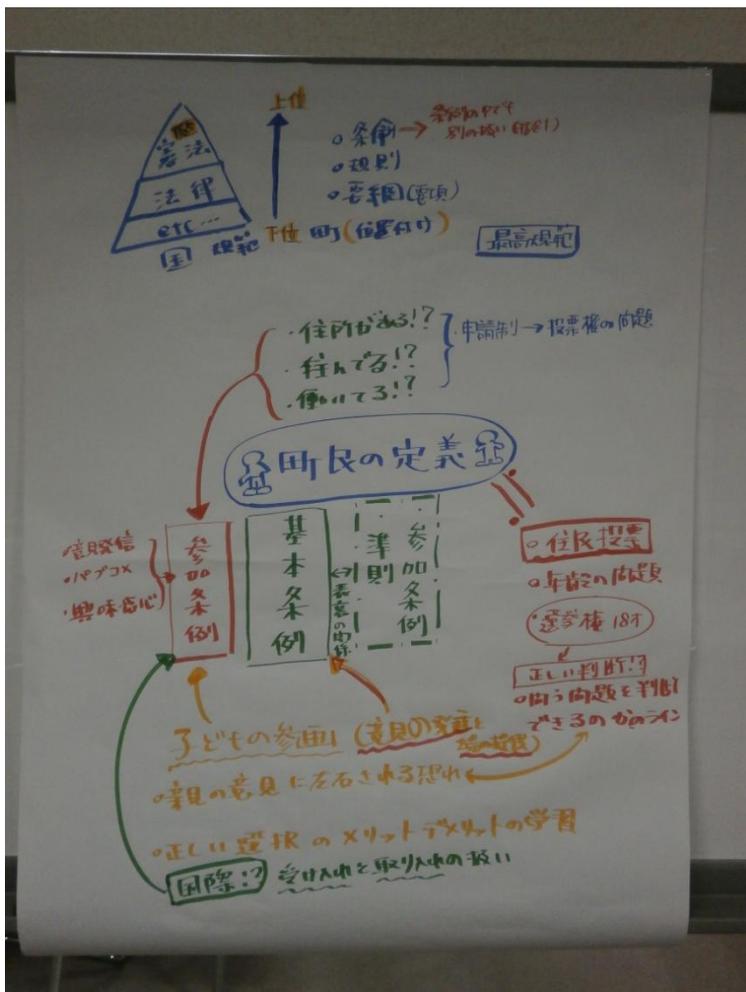
4 その他

5 閉会

以上、会議の概要について記録いたします。

その他詳細については、会議資料をもって会議録とします。

グループA



グループB

